

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第5回（定例会）

署名人 神村 洋子

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成27年6月4日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午後12時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 （4は非公開）

- 1 議案第7号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について 【学校給食課】
- 2 議案第8号 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について 【学校給食課】
- 3 議案第9号 那覇市立幼稚園の今後のあり方について 【こども政策課】
- 4 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
- 5 議案第10号 教育事務の点検評価対象事務事業の決定について 【総務課】
- 6 協議1 那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について 【総務課】
- 7 協議2 那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について 【総務課】
- 8 協議3 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、座波園美主査、田盛善宏主査、
伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校給食課）仲程直毅課長、和田英夫主査

【こどもみらい部】

（こども政策課）松元通彦副参事、諸見里律子副参事、大城孝史主幹

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長

それでは平成27年度第5回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は仲村委員にお願いいたします。議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」と議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」は、一括として議題といたします。それでは説明よろしく申し上げます。はい、田端部長、よろしくお願いします。

田端部長

それでは議案第7号でございます。「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、この案を提出する。続きまして議案第8号でございます。「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定等に伴い、那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正するため、この案を提出する。詳細については学校給食課が行います。

添石委員長

はい、よろしくお願いします。

仲程課長

それでは2ページをお願いします。那覇市広報というのがございまして、これが設置条例の一部を改正する条例ということで、去る2月定例会において公布された条例でございます。これにつきましては大名学校給食センターを設置するという条例になっておりまして、その条例設置時点においては工事等々が遅れているという事情がございましたので、これについては落ち着いたところで規則制定、施行日を定めようということで、教育委員会規則で定める日から施行するという条例規則には謳ってございました。これにつきまして今回1ページ目の本文になりますけれども、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成27年那覇市条例第13号）、先ほどの広報誌に載っていたのが第13号ですが、13号の施行期日は平成27年7月1日とするということの規則でございます。これが議案第7号でございます。これは3ページ目に資料がございまして、現行の給食センター設置条例の第2条は天久学校給食センターまでとなっておりますけれども、これが先ほどの条例が設置されまして、大名学校給食センターが天久学校給食センターの下に追加されるというのが先ほどの条例でございます。これはあくまでも給食センター設置条例でありまして、そのセンターが小・中学校、どの学校を受け持つかが条例では記載がございませんが、それについて次の議案第8号になりまして、2ページ目をお願いいたし

ます。上段に改正前別記と中段に改正後別記というのがございまして、上段の、首里学校給食センターの中の城北小学校と大名小学校それから城北中学校について下線がひかれておりますけれども、これが下段の表、一番下のほうに大名学校給食センターを置きまして大名小学校と城北小学校、城北中学校は大名学校給食センターが引き受け、首里学校給食センターから抜けます。それから先ほどの条例とは直接関係はいたしません、小禄学校給食センターをご覧ください。最後のほうに鏡原中学校を追加しております。今年度から鏡原中学校については、校舎等の改築にあわせて調理場の改築工事も入ります。従いまして、一学期前半まではそのまま単独調理場として開設していきますけれども、一学期後半以降につきましては工事に入りますので、小禄学校給食センターから配送を行うというのがこの改正規則です。1 ページ目に戻りまして、付則をご覧ください。この付則は、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成 27 年那覇市条例第 13 号）の施行の日から施行する。条例の施行は平成 27 年 7 月 1 日からということで、大名学校給食センターに関しては 7 月 1 日施行ということになります。ただし書きで、第 2 条の表、小禄学校給食センターの項の改正規定、つまり鏡原中学校に関する部分ですが、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。ということで、夏休みに入るまでは単独調理場として運営をして、夏休みに入ってから 8 月以降について小禄学校給食センターが面倒をみると。具体的には 8 月 26 日以降、給食センターから給食を配送するというのが今回の改正する規則でございます。説明は以上でございます。

添石委員長 それでは本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。はい、神村委員。

神村委員 この条例に関してではないのですが、8 月からは小禄学校給食センターに鏡原中が入りますということですが、これはずっと小禄学校給食センターからということになりますか。それから首里学校給食センターは大名学校給食センターができて、だいぶよくなったと思うのですが、小禄というのは相当、学校の子どもの数は多いと思うのですが、小禄学校給食センターの需要というのはもっと可能性はありますか。それとも、もう満杯の状態ですか。この辺伺いしたいと思います。

仲程課長 まずは鏡原中学校の件ですが、小規模調理場に改築をする予定です。いま、単独調理場なのですが、小規模調理場に改築をするということで、まずは自分の学校の鏡原中学校をもって、将来的には鏡原中と小禄南小学校を小禄学校給食センターから抜きまして、この鏡原中の改築の調理場でもちます。これについて、平成 29 年度中に開始したいということがあります。それから確かに首里学校給食センターから城北小、大名小、城北中学校、3 校を抜きまして、大規模センターの

首里、小禄、真和志の中では首里学校給食センターが一番少ない状況になります。この3センターそれぞれ基本的には5千食から6千食の対応は可能であります。ただし5千、6千というのはあまりにも大きいということがそもそもございまして、今回のように大名学校給食センターも単独調理場であったわけですが、改築においては小規模センターにして、大規模センターがもっていたものを少しそのほうにもっていくと。今回の鏡原中学校についても改築が済んだ後には、小禄学校給食センターから抜いていくというように、だんだん大規模センターの食数を少しずつ下げていきたいというのが基本的にはございます。

神村委員

わかりました。5千とか6千とかを作るっていうのは、味もそうですけれども、スパゲッティがマカロニスパゲッティになる。意味わかりますか。切れちゃって。でも今はとても美味しいと言われています。ありがとうございます。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。それではほかにご質問ございませんので、まず議案第7号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

議案第7号は議決いたしました。続きまして議案第8号「那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第8号も議決いたしました。続いて議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」を議題といたします。よろしくお願いいたします。

松元副参事

本日、副部長兼課長の末吉が別日程監査のために、私、松元のほうで説明差し上げたいと思います。議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けての那覇市立幼稚園の整備・運営のあり方について別紙のとおり決定する。提案理由としましては、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けての市立幼稚園・保育所の今後の整備及び運営等に関する方針を一部変更し、この案を再提出するということで、前回、教育委員会会議の中で方針を承認していただいたところですが、一部変更がございました。簡単な字句の修正はこちらに一任していただいたのですが、前回の資料の提示はしていないのですが、そちらの第5章のほうに公立保育所の整備方針ということを謳っておりました。すみません、今日提示しているものにはそこは削除されているのですが、この公立保育所の整備方針を章ごと削除いたしました。その理由としましては、今回幼稚園の整備がメインだったものですから、保育所も入れると少しまぎらわしいということで、そこを全部取り払いました。

この公立保育所の整備方針については、2007年に拠点保育所にかかる機能及び整備方針ということで既にそういう方針が出て、それに基づいて整備して行きますよということを盛り込んでいました。最後のほうには将来の少子化を見据えて、保育所も幼稚園と同じようなかたちで認定こども園に集約していくところも少し書いていたのですが、これは5年後とかの話ではなくて、少子化というところで10年後とか20年後、30年後というところだったものですから、認定こども園の集約については時間があまりにも長すぎるものですから、今回はこれを削除しても特に影響がないだろうということで、今回は幼稚園に特化するところで、今回は5章のほうはすべて削除したところです。ほかのところは基本的に方針は変わっておりません。以上です。

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員

前回もらった資料の題は「那覇市子ども・子育て支援事業計画の実現に向けての市立幼稚園・保育所の整備及び運営等に関する方針」。今回、題から保育所が抜けているので、例えば待機児童の話がこの中に同じように入っていたり、3号認定の話とか、待機児童解消とか、認可外保育園の話とか、話が幼稚園に特化した今回のあり方の中で、そこが出てくると幼稚園の話なのという違和感があって、前回の題だと何とかできたのですが、これで大丈夫なのですか。

松元副参事

そうですね、ご指摘あるのですが、今回の大義、みだしとしてはこの「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けてというところがあります。この那覇市子ども・子育て支援事業計画というのは、もちろん幼稚園、保育所の待機児童も含めて解消していくという計画があります。その中に保育所を新設する計画もありますし、あとは認定こども園も設置していきますよという、この支援事業計画の中には大きなものがありますので、その一部で今回それを受けて幼稚園のあり方についてということをごここで特化して、この方針として策定してありますので、特設保育所のところは明記していなくても、この支援事業計画でその辺は謳われておりますので、それを引き継いだ方針というところであれば特に問題ないのかなと思っております。

饒波委員

これを一読すると、前回この資料で保育所も含めた話をした時に、待機児童を解消するための一案と、これだけではないということだったんですけども、さらに議論が狭くなって、幼稚園ということなので、待機児童のことを話す時に、これだけの幼稚園の資料だけで待機児童の問題を解決しようとしているのかなというふうに受け取られると本意ではないですよ。保育所のその問題とセットで解決していく問題だと思うので、その辺のところは誤解されないかなと思うのですが。

松元副参事

そうですね。この辺については委員のご指摘のとおりであるのですが、新事業計

画というのがこの方針のまたその上にあるというところで、それから少し抜き出してこの方針を決めているというところもございます。ただこの中には新事業計画の内容も少し触れているところもありますので、特に大きな影響はないというふうにはみております。

饒波委員 待機児童問題解決に関してはこれだけではないのだよと、その上の施策を見てくれということですね。

松元副参事 今回はこの幼稚園をどういうふうにもっていくのか、というところに絞って特化して示しております。

饒波委員 はい、わかりました。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 私はちょっとキャラクターのほうに注目したんですが、前は保育のキャラクターが入っていましたけれども、今回すくすくジャパンが入ってきました。これは内閣府のものですよね。それをもってきた理由があるのかということ。そして、これからいくつか幼稚園を立て替えてやっていくのですが、数字的にありましたよね、ちょっと覚えていないのですけれども、これに対して内閣府から年次ごとに予算がとれるのかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

添石委員長 はい、よろしくお願いします。

松元副参事 このキャラクターについては特に大きな意味はございません。前回資料は那覇の保育のキャラクターということで、保育所を所管しているこどもみらい課のほうである程度デザインをしているところなものですから。今回、幼稚園というところに絞ったものですから、少し趣向を変えてやりました。予算のところについては、単年度、単年度で確保していくというところでこれは国も同じところですよ。待機児童解消に向けては保育所を新設したりとかというところも別の計画にはございます。この保育所新設の施設整備については、億単位のお金が必要ですのでそれについても来年、再来年、確約されているわけではなくて毎年、毎年、計画に挙げて企画調整課あるいは財政等と調整しながら確保していくというところでございます。

神村委員 わかりました。

添石委員長 よろしいですか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 確認とお尋ねなのですが、教育委員会では幼稚園に関してはこういうふうには報告なり提案があるのですが、保育に関してはないということでしょうか。

松元副参事 こども政策課のほうで補助執行というかたちで幼稚園の部分は所管してやっておりますので、その幼稚園について今回こちらに議案として出している理由としては、教育委員会が所管している幼稚園のあり方の方針の変更ということですので、それを議案として出しているところです。

喜久里委員 まだ決まってははいないかもしれませんが、今後、保育も含めて教育委員会で扱うようになるのでしょうか。

松元副参事 幼稚園ということであれば所管は教育委員会なのですが、今後は認定こども園ということでどんどん看板を替えていくと、認定こども園について中核市であれば、市長事務部局が所管することになりますので、基本的に教育委員会からは外れるというかたちになります。ただ教育という内容の中では全く関与しないというわけではなくて、場合によってはこういう場を借りて意見を聞いたりというのは出てくるのかなと思っております。

喜久里委員 はい、わかりました。変わっていく時期なので教えていただきました。ありがとうございました。

添石委員長
饒波委員 はい、饒波委員。
それと関連しているかどうかかわからないんですけども、6ページの、園長のあり方の検討ということで、前回の資料を読むと校長との兼務はしないと、専任のこども園の園長を置くというふうに明確に書いてあったんですけども、今回はその明確さがなくなって、検討するというような感じで終わっているのですけども。

松元副参事 この部分について、前回は主任職を充ててというところで、ある程度明確にしていたのですが、その後、内部でいろいろ議論した際、いまは校長先生、現状兼務の園長先生が入園・退園許可について園長権限でやっておられる。ただその権限を主任職としての位置付けでの園長に、そういう権限は厳しいだろうということころもありまして、この辺の権限というか、事務の整理が少し必要になってくるということで、主任職を園長職というかたちで充てるのはいまでもそういうふうにもっていきたいと考えているのですが、もう少し検討が必要だろうということで、前回の表現からは、こういうあり方を検討するということに少し文言を修正したところがございます。ただ実質的には主任の先生をある程度園長にもっていつて、権限を少し整理しながら対応していきたいなどは考えております。

饒波委員 方向としては、前回書かれたように校長との兼務はなしにして、専門職を立てるという方向で検討しているということですか。

松元副参事 はい、そうですね。そういう方向で兼務を解いて専任というかたちで、基本的には前回と変わらずにもっています。あと業務の内容について、その辺は少し整理しながら対応していきたいと思っています。

饒波委員 わかりました。

神村委員 6ページ、4月1日からの受入等の実施ということで、具体的に4月1日というふうに出されていますけれども、職員は4月1日採用ですよね。そうすると4月1日の受入れというのは新しく採用の方の就労条件等、いろいろな条件は大丈夫

でしょうか。4月1日受入れは保護者にとって、大変うれしいと思いますよ。そしてあとひとつ、4月1日から受入れして、幼稚園の終了がここに明記がないということは何かありますか。小学校の終了より1週間くらい早かったような気がするのですが、この辺の考え方を少し教えてください。

松元副参事 保育所の場合には4月1日から入園を行っており、幼稚園の場合には入園式が小学校より少し早くて4月8日、9日というところでこの一週間、預かり保育も実施しておりませんでしたので、保護者の方から毎年のように、どうにかできないのかというところがありました。今回、認定こども園というところで保育の機能を持たすというところもございますので、そこは保育所と同じレベルでのサービスの提供というところがありまして、あえてここで4月1日からの受入れというのは明示しております。

諸見里副参事 4月1日からの受入れは、いまま公立保育所では採用者もありながらやっています。この認定こども園は高いところを目指しているので職員の配置であるとか、預かり方というのは保育所のほうに習うということなので、2号認定の子を対象に、まず4月1日から開けるのか、それとも入園式を4月1日にするかというのはまだこれからだと思いますが、開園としては4月1日が望ましいと、2号認定の子に対して。終了というのも、認定こども園の教育保育要領でも保育の高いレベルの幼稚園の学校としての文言がかなり使われているんですね。12月の規則とか条例とか改正の時に、終了日は1号認定の子にあわせて、それから3月31日までを2号認定の子を対象に保育するのか。それとも3月31日を終了日にするのか、ということを決めたいと思っております。

松元副参事 保育所と同じ水準でやりますので、保育所も3月31日までは結構預かっていたりするんです。ですからその辺はそれを周到していくという考え方はあるのかなとは思っております。

神村委員 ありがとうございます。私が保護者であるならば、大変うれしいという一言を申し上げたい。いろいろ良いところを感知しながら変えていくというのはとても素晴らしいと思います。頑張ってください。

添石委員長 はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 先ほどの饒波委員からの質問、待機児童から見てということからすると待機児童は待機児童でやっていると。これはあくまでも幼稚園の今後のあり方ということで書かれていると。幼稚園との話し合いも続けているとは思いますが、幼稚園との話し合いの中で、これに書かれているものをどの程度、理解しているのか。現場が理解して出されているのか、あるいは話し合い中だけど、これのほうを先行していて那覇市の方針としてこうやるんですよというかたちにもっていくのか。いまどういう状況なのかを確認したい。

諸見里副参事 去年の新聞報道で、幼稚園を認定こども園へという時は、かなり現場からも反対
というか、幼稚園という名前を残してほしいということ、沖教祖からも陳情があり
ました。今回それを踏まえてどう変わっていくのかというのは去年から始まっ
ているので、主任会でもアンケートをとったり、部長ともメールでいろいろとや
り取りをして、今回、5月22日に校長先生、園長先生とこの方針とそれから骨
子を見せて、質問を受けてみました。それから今日主幹会議があつて、研究主任
研修の中でまた副部長のほうから幼稚園はこう目指していますということを研究
主任の方たちには話している状況です。

渡慶次教育長 ということはある程度、市の方針に理解を示して近づいてきてはいるという状況
ですか。

諸見里副参事 幼稚園の先生方が目指している3年保育であるとか、それから30人学級、先ほ
ど言った保育所にあわせると30人学級になるのでそういったメリットから段々
自分の業務としてわかってくるというのと、それから身分の保証で調整給がその
ままであったり、公立学校共済になるのか、そういったことの保証の話をしてい
るのと、メリットはあるのですがデメリットのところで働き方がいま決まってい
ないのですが、土曜日はどう出勤してもらうとかそういったことがあるので、
段々現実味を増してきているなということがあります。方針としてはもう変化し
ていくとは伝えてあります。

渡慶次教育長 前回の資料がいま手元になく記憶の中であるのですが、いまある幼稚園の半分を
10年後には認定こども園にもっていくと。その中で職員の定数は変わらない状
態で10年後までもっていくと。その中には財源についてのシミュレーションが
ないよねと。定数変わらなくても人件費以外のものでどれだけ財源が増えるのか、
あるいは減るのか、その辺のシミュレーションがあまりないものですから、この
10年後までのスケジュールというのは方針としては変わらないのですか。

松元副参事 はい、方針として10年後、半分程度は認定こども園にするのですが、半分程度
は民営、半分は直営にするという方針はとりあえずそういう方向でいきたいと
思っております。財政的なシミュレーションについては、いま、細かい数字を作
り上げて、企画あるいは財政と今後調整を図っていくところではあるのですが、
基本的には人を集約するというのがある程度メリットというか質が高まるとい
うところで、その辺も予算の中でクリアしていくにはどういうふうにシミュレ
ーションしていくのかというのをいま検討しているところです。

渡慶次教育長 待機児童解消もそうですけど、認可保育所ひとつ作るのに1億円以上かかるとい
うことですので、十分将来を見通して検討していったほうがいいなと思います。

松元副参事 わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほか大丈夫ですか。それではほかに質問がないようですの

で、議案第9号「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第9号は議決いたしました。続きまして報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、人事案件でありますので非公開とすることが適当であると思われまふ。会議の非公開の可否について採決いたします。報告1については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは異議なしとのことですので、報告1につきましては非公開とさせていただきます。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

添石委員長 ここで非公開を解かせていただきます。それでは続きまして、議案第10号「教育事務の点検評価対象事務事業の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

伊良皆部長 議案第10号「教育事務の点検評価対象事務事業の決定について」、平成27年教育事務点検評価の対象事務事業について、別紙のとおり決定する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第4条第1項の規定に基づき、点検評価の対象事務事業を決定する必要があるので、この案を提出する。内容につきましては総務課のほうで説明いたします。

添石委員長 はい、お願いします。

山内課長 ただいま、提案理由を部長の読み上げましたように、那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第4条第1項では点検評価対象事務事業は、前年度に実施した事業の中から教育委員会が定めるものについて毎年度行うものと規定されております。その規定に基づいて本議案を提出させていただいているところでございます。それではご説明いたします。1ページをご覧ください。平成27年度教育事務点検評価の対象事業（案）の一覧でございます。全部で18事業でございます。2ページをご覧ください。対象事業（案）の内容を説明する前に、教育事務点検及び評価について簡単にご説明させていただきます。教育事務点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づいて実施されるものでございます。法27条第1項では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。2項においては、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、と規定してあります。この教育事務の点検・評価を実施する

目的でございますけれども、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その点検・評価結果を議会に提出し、公表することにより住民への説明責任を果たし、民意を教育行政に反映させること。また第三者の学識経験者を活用することにより、点検・評価の客観性を確保し、多面的な観点からの事務事業の評価を行う、ということでございます。本市においては5人の外部の学識経験者を委員として委嘱して事務点検評価を行っていただいております。またその結果報告書については毎年9月議会に間に合わせて議会に提出して同時にホームページにおいて市民に公表しているところでございます。3. 対象事務事業の抽出、決定についてでございますけれども、事務点検評価を行う事業は第4次那覇市総合計画及び那覇市教育振興基本計画の体系区分に応じ、対象年度の一般会計歳出予算事業の中から行うとあります。別にお配りした資料、教育事務点検評価と第4次那覇市総合計画、那覇市教育振興基本計画の体系図というのをご覧ください。第4次那覇市総合計画では左のほうですけれども主要な行政分野ごとに目標とする6つの都市像を定めております。そして市民との協働によりこの都市像を目指してまちづくりを進めて行くということになっております。教育行政に関する目標とする都市像は4番目の「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」ということでございます。この都市像実現のため、大きな4つの政策で、1. 生涯学習の推進と地域の教育力の向上、2. 3. 4. とございますが、この4つの政策分野があり、その下に8つの施策があります。そして具体的施策。さらに一番右のほう実際に予算が伴って執行する実施事業があります。これが体系ということになっております。この一番右の実施事業が、今回の点検評価の対象事務事業ということになります。対象事務事業の抽出は、真ん中の8つの施策がございますけれども、この8つの施策区分ごとにこの中から1つ以上抽出して対象事務を選定することになっております。2ページの、4. 評価の方法がございましたけれども、まず各課が作成した事務事業点検評価シートをもとに所管部長による内部評価を行います。その後、内部評価が記載された事務事業点検評価シート及び各課ヒアリングに基づき、点検評価委員会による外部評価を行います。評価に当たっては妥当性、効率性、有効性の観点から評価を行っていきます。この議会報告及び公表は先ほど述べたとおりでございます。3ページの今後の日程をご覧ください。5月25日に第1回教育事務点検評価委員会を開催しました。ここで対象事務事業を抽出して調整を行い、5月27日の局議に図る素案を作成しました。5月27日の局議においてはその素案をもとに審議を行い、本日の教育委員会会議に図る対象事務事業案をここで作成しております。そして本日の教育委員会会議において対象事務事業を決定していただいて、その後は6月中旬までに内部評価を終了し、それをもとに点検評価委員会に諮問をしていくということになります。

諮問のための教育委員会会議が6月18日、その後、点検評価委員会において各課のヒアリングなど点検評価そして方針まで行い、8月中旬には教育委員会会議において評価委員会からの答申を受けての報告書の作成のための審議を行います。9月議会までには議会への報告書を提出し、市民へ公表していく予定となっております。これがおおまかな事務点検評価の概要でございます。続きまして今回の対象事業の抽出に当たって内容等、担当の伊禮のほうから説明をさせていただきます。

添石委員長

はい、お願いします。

伊禮主査

4ページをご覧ください。18事業をあげておりますが、こちら局議と点検評価会委員の意見をもとに抽出案を作成しております。抽出に当たって考慮した事項というのが、まずは課の希望であるかどうか、いままで評価されたことがない事業、各課1つ以上、第4次総合計画の体系の政策区分内から1つ以上、社会ニーズ・時代にあったもの、次年度以降も継続する事業ということでこれを考慮して18事業あげております。まず1番目の「プラネタリウム番組開発等事業」ですが、こちら昨年度に引き続いて候補としてあげております。昨年は改善ということで委員から指摘があつて、番組というのはこの施設だけでしか見られないので観客を呼び込む導線づくりとなる企画や広報の工夫の指摘がありましたので、それについて点検評価したいということで委員からの希望がありました。続いて「図書館資料等購入事業」ですが、昨年度に引き続いての事業です。昨年はネット上の予約検索は凄く便利になっているのですが、それが利用できない市民に対してきめ細やかなサービスをするというところの指摘があつたので、そちらもまた見ていきたいということであげております。続いての「郷土資料整備事業」ですが、これまで予算額が低いということもあつて評価されていなかったのですが、交付金で倍くらい予算が増えていてどのように充実を図っているか、また郷土資料について、どのような活用を図っているか、ということで点検評価をしたいということでした。「那覇市ブックスタート事業」ですが、こちら昨年度に引き続いての評価対象となっております。幼児検診と抱き合わせの事業なのですが未受診者に対するフォローですとか、検診に来てもブックスタートを受けないという方がまだいらっしゃるので、そういったものもなるべく100%に近づけるような工夫をということで今回もあげております。「総合的な学校開放推進事業」、こちら小・中学校の地域学校連携施設の有効活用や開放をするための経費なのですが、なかなか進まないということもあつて、また今回あげております。続いて「児童のスポーツ県外派遣補助金」、こちらはいままで評価されていないのですが、沖縄振興特別推進交付金を活用して、かなり額も大きいということで評価の対象としてあがっております。「那覇市健康ウォーキング推進事業」、平成26

年度からスタートした事業ですので、市民からの注目も高いだろうということで今回一度点検評価をするということで対象としてあがっています。「特別支援教育充実事業」、こども政策課、幼稚園部分のほうの事業で、幼稚園での障がいを持つ幼児への支援教育のためのものですが、課の希望としては午後の預かり保育の部分があがっていたのですが、委員のほうからは午前中の教育課程の中でのほうが重要だろうということで、そちらのほうの事業と差し替えてこちらの特別支援教育充実事業のほうがあがっております。「地産地消推進事業」、こちらも昨年度2年続けての評価、今回あげますと3年続けての評価なのですが、利用率35%という目標があるのですが、これにまだ満たないことと、モデル校としてさら推進していくということなので評価の対象としてあがっております。続きまして「島クトゥバ継承・普及小冊子製作事業」、こちら増刷となっていて、小学校の児童に対してお配りしているのですが、児童、生徒への活用状況など点検評価したいということであがっております。「小学校教材等整備費・中学校教材等整備費」、学校の授業で使う教材を整備する事業なのですが、いままで評価がされてなく、毎年1億円以上の額がかかっているということもあり、整備の指針ですとか、購入の基準があるかとか、学校が希望をあげたものを購入しているのですがその場合の優先順位とかというのを見てみたいということもありましたのでこちら候補としてあがっています。「就学指導委員会事業」、こちら国の考え方が、少しずつインクルーシブ教育ということで変わってきているということもありますので、2年空けて今回評価対象としてあがっております。「那覇市小中一貫教育校推進事業」ですが、平成26年はモデル校の実施が一段落したところで、去年はそのモデル校の事業に関して評価をしたのですが、また26年度から全市内、全小中学校にも順次導入されていますのでその経過等を見たいということで対象としてあがっております。「放課後子ども教室推進事業」、今年度からスタートする放課後子ども総合プランとの兼ね合いであがっている事業なのですが、これまでの評価では未実施地域をなくすというような指摘がありますのでそこら辺も評価の対象となるかと思います。「街頭指導事業」ですが、昨年引き続き、また課からの希望もありまして評価対象としてあがっております。沖縄県は青少年の深夜徘徊、補導人数が多いので重点的に見ていきたいという希望があります。「学習支援事業」、遊び非行系の不登校ですとか、過卒生を対象で高校受験に向けた学習支援を行う支援事業なのですが、昨年に引き続き、また課の希望ということもありまして対象としてあがっております。「初任者・10年経験者・その他研修事業」、平成25年度から那覇市が主催で初任者研修・10年研修を実施しているのですが、那覇市が直接開催する効果などについて点検評価するということでもあります。あとは「小学校施設環境整備事業(冷房設置)」、小学校の普通

教室への冷房設置に係る事業なのですけれども、児童の学習環境の改善には十分寄与していると思うが、小・中学校の状況を知るうえでは、こういった施設面での事業を入れるということで希望としてあります。費用対効果ですとか普通教室以外の特別教室への今後の整備なども含めて意見をいただきたいということでこの事業があがっています。以上、18事業の抽出に関して理由等の説明です。あとは施策ごとの事業抽出数、全18事業と課ごとの事業抽出数を載せております。以上です。

添石委員長 それではご意見、ご質問をお願いいたします。はい渡慶次教育長。

渡慶次教育長 6番の「児童のスポーツ県外派遣補助金」、ほかの事務については、この事業はどうかと評価できるのですが、県外派遣補助金の評価、この補助金が適正かどうかという話になるとちょっと筋が違ってくるので。これは課の希望もあってあげたのか、経緯とかどのような感じなのか。この補助金が必要か、必要ではないのか、この補助金が適正かとなるとちょっと違うと。ただ県外派遣という事業がどうかというのもまた違って、評価しにくいのではないのかと思います。あげたその理由を教えてください。

佐久川副参事 補助金の交付の申請、あるいは交付の対象とか適正に交付されているかというのは、いま、教育長の話があるような補助金適正化法という法律にも基づいた法律の事務執行、事務処理のものになるのですが、この事務点検というかたちのものになると、費用対効果という部分と派遣の効果がどういう感じであがっているのか、あるいは現在対象としている部分を広げる必要があるのか、狭める必要があるのかというようなかたち。派遣によって子ども達のスポーツの向上がどうなっているかという部分の評価していくかたちになると思います。あくまでも補助金が適正に事務処理されているかという部分の評価というのは法律で定める補助金適正化の範疇になりますけれども、ここでの評価は事務的な評価をするものではないというふうに考えておりますので、評価はできるのではないかと思います。

渡慶次教育長 県外派遣ですよ、1年間通して最初のほうに県外に派遣する子ども達はもらうけれども、大会が後半になるにつれて補助金がなくなったということもあって、9月位に補正で補助金を増額したこともありはするのですよね。ですから何回も優勝して何回も派遣することは良いことなのですが、これが前半に集中して行く人達には良いのだけれども、これが12月から後半にかけていく人達になると、もう補助金がなくなるというのがでてくるので、この辺の補助金の使い方についてどうかというような評価はできるかもしれないが、どういうふうに評価するかというのは評価委員の先生方に視点とか、こういう評価をしてくれとか、そういうものはあるのでしょうか。

山内課長 効率性、有効性などの指標があるのですが、それについての指標は、これはまず

主管課で作ることになっております。主管課からどういうふうに評価してほしいということで出してくると思いますが、それについては私共事務局のほうでも調整しながら、この評価はどうかということで、まずければ修正して、評価委員の先生方が評価しやすいような指標を立ててもらうようにやって行きたいと考えております。

渡慶次教育長　そうしたら補助金の使い方で、公平に子ども達が補助金を受けられるようなかたちの視点をもってやっていただければ良いなと思います。もうひとついいですか。3番目の「郷土資料整備事業」、これは一括交付金でしたか、26年からですよ。中央図書館視聴覚ライブラリーにあるような昔のデータとかを整備するという話だったと思うのですが、できればこういうのが整備されたあと、日の目を浴びるような機会を作っていただきたい。見てみたいと思うのですが、昔のものをちゃんと整理して一括交付金を使って作り上げていくのだったら、どこかでそれを見る機会、方法を考えてもらいたいと思います。

山内課長　いまおっしゃった事業は以前の事業でして、この郷土資料整備事業というのは毎年発行される郷土図書なのですが、前の琉米文化センターにあった資料の整備というのは既に終わっていて、活用されていると思うのですが、今回の対象事業は毎年購入する資料に対して一括交付金を活用して、この郷土資料というのは発行部数が少なく、その時に買わないと全廃になってしまうということがありますので、郷土資料はどんどん揃えていこうということで3年位前から購入しているのですが、購入したのは良いけども、どういうふうに貸し出し状況があるのかとか、そういうのをこれまで一度も評価していないのもですから、この辺も含めて評価していただきたいと思っております。

渡慶次教育長　ちょっと話がズレたかもしれませんが、前にRBCのカメラマンが若狭公民館で昔の映像を持って自分が撮ったフィルムを解説しながら、とても面白かったという話を聞いたのですが、だからせっかく図書館にそういう昔のものがあるのだったら日の目を浴びて見せるようなかたちの機会があればいいなと思ったもので。

伊良皆部長　いま、教育長のほうからお話がありました件、昨年、那覇教育の日の式典の開会前にこのフィルムをCD化したということで時間にして10分なかったかと思うのですが、その中でお披露目させたことはあるのですが、いわゆる日常的な部分の中でこういう広報、市民への情報提供ですね、そこについて図書館のほうも含めて検討して研究して行って、せっかく予算をかけて整備をしておりますので、できるだけ市民にも活用していただけるようなかたちのものとはっていききたいなと考えております。

添石委員長　はい、神村委員。

神村委員　この評価点検及び抽出にあたって考慮した事項の中で、課の希望というのがあり

ますが、どういう意図があって課の希望というのがあるのか、その辺を少しお願いします。

山内課長

課題のある事業、多々あると思います。課の希望というのは、自分たちの評価だけではなく外部委員の先生方にも評価していただいて、次年度の事業に少しでも役立っていこうという意図で、課の希望ということで入れたということになります。

神村委員

これは課で一応調整はしてくるということですか。

山内課長

そうです。私共事務局または評価委員の先生方と調整していく中で、この課の希望が通らないということもあるわけです。この事業よりもこの事業を優先的に見ようという話で変わってくることも結構あります。

饒波委員

この16ページある資料の見方ですけど、印が示されているのですが、×と▲の意味を教えてほしい。例えば1ページ目の事業6の平成20年に▲があつたりとか、×は4ページ目の事業8の各課希望のところ、これはどういう意味ですか。

伊禮主査

☆印の所とするのを△に間違えましたところがあります。申し訳ございません。あと課の希望で×とあるのは、平成26年度実施せずに27年度に大体繰り越した事業なので評価の対象にはふさわしくないですよ、ということで課のほうから今回は評価はやめてくださいね、というふうなことであがってきています。黒塗りの▲というのは、過去に全体ではなくて事業の一部を評価したという部分になっています。

饒波委員

白塗りの△は☆印が間違っていたと。

伊禮主査

そうです。そうです。白塗りの△はちょっと間違いですね。

饒波委員

×というのは、お願いしたいのだけれどいまは準備できないので後回しにして下さいということですか。

伊禮主査

お願いしたいというよりは、この予算を繰り越して平成26年度は実施していない事業なので評価の対象とはしないでくださいと課のほうからありました。

饒波委員

課のほうからこれは評価しないでくださいということですか。逆に課の希望があつたけれど、取り上げられなかったものもあるのでしょうか。

伊禮主査

やってくださいといって、できないといったものはないですね。

饒波委員

わかりました。ありがとうございます。

添石委員長

はい、喜久里委員。

喜久里委員

「那覇市ブックスタート事業」ですが、ブックスタートを受けない方もいるという話、生まれながら障がいを持ってしまうと、例えばてんかんとかがあつたりすると1年間は予防接種も受けられないんですね。全く那覇市の検診を受けることがなく、違う方向でみてもらうという事もあるので、多分漏れていると思うんですね。なので、そのような子にも届いているのかなという確認をしてもらえたら

なということ。それとタブレットに関しては、この間、市町村教育委員会連合会で講話もあって否定的なところも多々あったのですが、実際タブレットを使って算数の授業をやっているのを私達は見学をして、子ども達が生き生きとして解いているのを見たのですがそういうのは評価をしないのですか、お尋ねです。

田端部長 タブレットについては小学校3校と中学校3校ということで導入しておりますが、検証作業の途中で、26年度の後半からのものだったものですから期間も今年入られて1年と3ヶ月、それが終わってからになるのかなと考えております。

喜久里委員 これからということですか。良かれと凄く思っているのも、良い結果がでてくれると良いなと思って待っていたと思います。

田端部長 他府県等の先行事例の検証等も含めながら、那覇市としての検証を進めていきたいなと考えております。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 凄く細かい所で申し訳ないのですが、4ページ10番に☆印が付いているのですが、これは7番の間違いではないですか。

伊禮主査 はい、そうですね。すみません。預かり保育の部分に☆印を付けているのですがそれが7番の特別支援教育充実事業のほうに変更になったので、間違っています。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 教育委員会とは少し離れるのですが、ずっと気になっていた事業がありまして、文化の継承と発展は市長部局に事務移管されたのですが、三味線とか太鼓とかそういうのを貸し出ししている事業は移ったということですか。

添石委員長 はい、お願いします。

山内課長 青少年育成課、いまの生涯学習課の健全育成室でそのままやっております。文化の継承という大きな項目というよりも、健全育成で文化のそういう一翼を担っているというかたちになります。

喜久里委員 実は、そこに貼ってあるポスターでこの貸し出しを積極的にやっているということを知ったのですが、私達の周りに、そのような貸し出しをしているよといっても知らなくて、誰が借りれるのかとか、いろんなことを聞かれるんですけど、どういうふうに活用されているのかなと、いつか知りたいなと思って気になっていました。対象にはなっていないのですが、順調に他の学校とかいろんな所が借りているのでしょうか。

山内課長 と思います。一括交付金で整備した事業です。

喜久里委員 とっても良い取り組みだと思うので。

伊良皆部長 この件はまた後日、課のほうで調整して報告というようなかたちで。

添石委員長 はい、ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 抽出された事業の中に「島クトゥバ継承・普及小冊子製作事業」、これから評価

していくのですが、外部評価委員の皆さんは紙面だけのものになりますか。それとも島クトゥバに関する行事もありますし、それから学校現場の様子もあると思うのですが、その辺の現場検証とかもしながら評価をやっていくのですか。

山内課長

まず各主管課が、自分達のいろんな資料を基に評価シートを作成していきます。それを一緒に評価委員の先生方に見てもらおうということになります。評価委員の先生方はもし必要であればほかの資料を要求して直接この担当課とヒアリングをしながら評価をしていくということになりまして、実際に現場に行くということは過去に一度ありましたけれども、なかなかないことではあります。

神村委員

これは検証とそれから現場でおこなわれていることが評価されていかないといけないんですよね。おそらく学校に配付されていると思いますが、学校以外の所でもそういう教材は置かれていますか。

山内課長

この事業につきましては学校だけです。

神村委員

例えば子ども達中心の学校教育課の範疇でこれはされている事業だと思うのですが、このような範疇では私は弱いような気がします。この前、市町村教育委員会連合会の研修会の時に沖縄市で島クトゥバを披露した子ども達、大変上手で勿論訓練された子ども達でしたけれどもびっくりしました。那覇が島クトゥバの取組一番早かったのではないかと思うんですけれども、島クトゥバでいろんなことを話していました。そういう意味では、これから文化を育て継承していくのは子ども達だと思うので、一般市民の目に触れるような公民館だとかそういうところにもあるともっといいのかなと私は思うのですが、この学校教育の授業云々ではなくて、この島クトゥバのこの小冊子の活用をもっと広くするのがいいのではないかと思いますね。

森田副部長

この事業は一括交付金を活用してやっています、配付対象も限られていてそれで一般市民まではちょっと配付はできない経緯もございます。

伊良皆部長

この事業自体、森田副部長から話があったとおりなのですが、いわゆる島クトゥバ普及関連に関しましては公民館の講座でも、毎年ではないのですが講座の中でも島クトゥバ関連の普及に関する講座も実施している部分もございます。

神村委員

はい、ありがとうございます。

添石委員長

よろしいですか。はい、饒波委員。

饒波委員

この評価の事業を選定するにあたって、皆さんはどう思うのかわかりませんが、我々教育委員の5人もこの選定に一枚絡みたいなというものもあるのですが、この事業が気になるので取り上げてほしいという。もし来季からできるのであれば、それできますかね。

添石委員長

はい、伊良皆部長。

伊良皆部長

ご指摘の件、委員の方々からこの事業を選定してほしいとの要望につきましては、

最終的に教育委員会会議の中で決定していくということになりますので、それは可能かと思います。

饒波委員

わかりました。今年に関してはこの18項目で私にとっては異論ありません。

添石委員長

はい、ほかいかがでしょうか。よろしいですか。私からも1件。先ほどの神村委員の質問と少し似ていると思うのですが、15番の「街頭指導事業」、書類だけではなくて、やっぱり現場に行くというのが非常に大事なのかなと思います。私も昨年でしたか参加したのですが、ある地域の補導率が高い、でも聞いてみると同じ家庭、同じ子ども達だけが警察のほうでカウントされていたりとか、一斉街頭指導をする時、前もって情報を知っていますから子ども達はいないですね。そのやり方は果たしてどうなのかなとか。現場に行くと子ども達はいないけれども、いつもここでこうやっているとか、茂みの中、墓場がそういう場所になっているとか、書類だけでは見えてこない部分もあるんですよね。案件によってはこの場での会議だけではなく、現場に行くというのは非常に評価をするにあたっては大事なのかなと、意見として是非お伝えいただきたいなと思います。それでは、意見、質問が出尽くしたようですので、議案第10号「教育事務の点検評価対象事務事業の決定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは議案第10号は議決いたしました。それでは次からは協議事項となります。協議1「那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について」と、協議2「那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について」は、総合教育会議の運営に関することになりますので一括して協議題といたします。それでは事務局からの説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長

それでは、それぞれの提案理由を読み上げたいと思います。協議1「那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について」、那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について、別紙のとおり協議する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について、那覇市総合教育会議において市長と協議・調整する前に協議する。協議2「那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について」、那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について、別紙のとおり協議する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について、那覇市総合教育会議において市長と協議・調整する前に協議する。中身につきましては総務課のほうで説明いたします。

添石委員長

はい、お願いいたします。

山内課長

いま、部長が読み上げた提案理由にございますように、協議1、協議2、そして次に協議していただく協議3「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について」、これらの3つの協議につきましては、6月12日開催予定の那覇市総

合教育会議において市長と教育委員会との間で協議することになっております。その総合教育会議の前に、教育委員会会議にて協議していただく必要があることから協議案を提案しているところでございます。ただ協議案を提案しておりますけれども、これらの協議案は、教育委員会の事務局と市長部局の企画調整課との間で調整して作成した事務局レベルの案でございます。いまこうして教育委員会会議に協議案として内容を調整していただくのと同様に、市長部局におきましても、これから企画調整課のほうで市長と調整をおこなっていくことになっております。今後、市長のほうから文言の修正等がでてくるという可能性もございます。又、逆に本日の協議において教育委員会として修正等が必要だということになるかもしれません。その場合は私ども教育委員会の事務局と企画調整課の事務方のほうで、6月12日の総合教育会議の場までには十分に調整していきたいと考えております。そしてその調整結果を委員の皆様方には速やかにメール等で連絡を差し上げていきたいと思っておりますので、この辺はご理解して協議をしていただきたいと思います。本日の協議ということですので教育委員会として議決とかそういうことをする必要はございません。ただ協議をもとに意見があれば、意見として教育委員会でまとめていただいて、またこれで異議がないということであれば大筋で合意ということで確認していただければ、これをもとに市長との協議、調整ということになります。また細かい所でその総合教育会議の中でいろいろと協議をしていただいて文言の修正とか、出て来る可能性がそこでもあると思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。それでは協議1の内容につきまして佐久川副参事のほうから説明させていただきます。

添石委員長 はい、お願いします。

佐久川副参事 協議1「那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について」、資料として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の文面を参考としてお配りしております。それでは協議1「那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について」説明いたします。総合教育会議の設置規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4で、設置及び構成員等の規定がされていることから、特段に設置等について条例または規則の制定を必要とされているものではありません。会議の運営に必要な事項は総合教育会議で決めることとなっています。今回、会議の運営等、必要な事項もあることから設置運営要綱について規定することについて協議、調整が予定されているものです。要綱の概要についてご説明いたします。第1条は趣旨規定です。会議の組織及び運営に関し必要な事項をこの要綱で定める旨、規定しております。第2条の所掌事務、第3条の組織ですが、これは法第1条の4、第1項及び第2項に規定する内容で表現方法は一部異なるところもありますが、法と同様な規定となっております。第4条の会議、法第1条の4、第3項及

び第4項に規定している内容になります。ただし、法においては議事の進行が規定されていないので、ここでは市長が議事の進行をおこなうということが規定されております。第5条の意見の聴取及び第6条の会議の公開は、法に規定されている内容を規定しているものであります。第7条の議事録の作成及び公表については、法第1条の4、第8項において議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと規定されていますが、本市においては非公開とした部分を除き公表すると規定し、会議の透明性を図るものとしております。第8条の調整結果の尊重は法に規定している内容であります。第9条の庶務はこの総合教育会議の所管事務局の規定ということになります。第10条のその他は総合教育会議に関し必要な事項は総合教育会議で決めることを規定したものであります。以上が主な内容となります。続きまして協議2「那覇市総合教育会議傍聴要領（案）について」、資料のほうは本日差し替え版のほうで確認ください。参考資料といまして、他の地方公共団体の事例等、これはあくまでも参考事例ですので、こういった事例がありますよというかたちで参考事例はご覧になってください。総合教育会議における傍聴関係の規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、法第1条の4、第6項において会議は公開を原則とし、ただし書きにおいて非公開とすることができ旨の規定があります。しかし実際の会議運営にあたっては、ある程度詳細な考え方に基づく運営が必要となります。そのため、今回その実務的な手続きや運用にあたって方針的な規定として、那覇市総合教育会議傍聴要領を総合教育会議において協議・調整し決定することが予定されているものであります。その傍聴要領の概要についてご説明いたします。傍聴要領は全8条で構成されています。第1条は趣旨規定です。この規定は那覇市総合教育会議設置運営要綱第10条、先ほどの要綱になります。10条の規定であります。第2条は傍聴人の定員となっており、原則として10人となっています。第2項で会議場所の規模等を勘案し、第1項の規定にかかわらず定員を定めることができる旨の規定です。この第2項は会議の内容等により傍聴人を多くすることが想定される場合に適用されるかと思います。第3条は傍聴の事務的手続きを規定しております。第4条の傍聴の禁止、第5条の傍聴人の遵守事項はそれぞれ具体的事項等を規定しています。同様の規定は那覇市教育委員会傍聴人規則及び規則においても同じような規定があります。第6条は撮影等の禁止。第7条は退場の規定です。第1項は、市長は傍聴人がこの要領に違反し、又は会議を妨害するときは、退場させることができると規定しております。これはこの要領の第5条の傍聴人の遵守事項等に違反した場合は傍聴人を退場させることができる規定になります。第2項では傍聴人は市長が会議を公開しないことを宣言したときは、速やかに退場しなければならないとしています。法第1条の4、6項の

ただし書きでは、非公開とする旨の規定がありますが、非公開とした場合、法において退場させることができるという表現まではしておりません。しかし法の非公開を適用した場合、非公開であることから傍聴人は当然に退場しなければならないというふうになります。なお非公開とする場合の例示としては、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する場合や次年度の予算関係で意思決定前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されます。第8条は傍聴人がそのほか市長に従わなければならないことを規定したものであります。以上が概要になります。よろしくお願いします。

添石委員長 それでは、協議事項1及び協議事項2、それぞれ説明いただきました。それでは発言のある方よろしくお願いします。はい、神村委員。

神村委員 差し替え版がでてきて、定員とかそれから、その手続きの方法とか具体的にはいつてきましたね。先ほど、読み上げた時に協議2の2条なのですが傍聴人の定員は10人とするということばの前に、「原則として」ということばをいれて読み上げたのですが、これ文面からは10人ですよ。その下に定員を定めることができるというのがあって、それで原則としてということばを入れて読み上げたと思うのですが、「原則として」ということば、この文の中に生きてくるのかね。

佐久川副参事 読み上げる時、原則というふうに表現しましたけれども、「原則として」という表現をいれてしまうと矛盾しますので、先ほどの表現は撤回させていただきます。原則というかたちになると整合性が持たなくなりますので。

神村委員 それではそのまま、文面のとおりの。はい、わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 運営要綱のほうの第6条、会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときはこの限りではない。いまの教育委員会会議では委員長が非公開としますと提案して我々がはいと言って合意して非公開にしますけれども、この総合教育会議の場合のイメージとしては、同じように考えると市長が提案して我々がはいと言ってそれで非公開になるようなイメージでしょうか。その場合には例えば我々一人一人は、いや私は非公開に反対しますということとはできますか。

佐久川副参事 これは詳細には少し検討しないといけない内容になると思うのですが、法律上、市長のほうが会議を主催し、傍聴の部分についてもこういうふうに取り扱いをしますよということを要領で規定していきますけど、個別案件についての権限というのは構成メンバーに図ることはないと思います。市長のほうでこれは会議に支障が出るという部分を判断して傍聴を非公開とするというかたちになると思います。

饒波委員 公開、非公開を決めるのは市長がやるということでよろしいですか。

佐久川副参事 そういうかたちにはなるかと思います。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 はい、ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 参考資料の傍聴人の守るべき事項、少し参照しますと、服装とかについてかなり入れているようですが、特に入らなかった理由とかがありましたら教えてください。

佐久川副参事 お手元の参考としての事例をご覧になっていると思いますが、細かく規定しているところもありますけれども、那覇市の事務レベルでの判断はそういうところまで細かくしなくていいのではないかということで、細かくすればするほど、ほかの市町村の事例のようにすると、細かい規定に縛られてそれをチェックして非公開にするのか、妨げになるのかという部分が大きく、事務会議を開催される前に、この事務に手間取ってしまうという部分がでてきますので、会議は原則公開ですので、なるべく著しく客観的な判断で妨害されないというかたちであれば公開という原則になりますので、敢えて細かい規定というのは取り入れてないというのが事務方レベルの判断です。

喜久里委員 はい、納得しました。ありがとうございます。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 いまのものに少し関連するのですが、要領の第4条、5条は「ならない」という語尾ですけれども、あとは、「何々すること」というようにして、とても優しいといえますか、とても人間的、ある資料を見たら全部、「してはならない」というので書いてありましたね、ほかの資料を見ましたら西東京でしたかね。どこかのものと一緒に、だいぶ洗練されたような感じがするなとイメージを持ちました。以上です。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 要綱の件なのですが、逐条解説を読みますと、「協議」という用語と「調整」という用語を分けているというのが書いてありますけれど、これは説明が前回あったと思いますが、「調整」というのはある程度の結論に達して、その結論に対して守る義務があるという、ちょっと強い意味があるということでしょうか。

佐久川副参事 委員のおっしゃったとおりで、協議は自由に意見を出し合い、決定までもっていかなくていいとなりまして、意思決定をしなければいけないという部分があるものに関しては調整というかたちになります。

饒波委員 要綱の2条で、「構成員の事務の調整」ということばがあって、これは後ろの8条にもあるんですけれども、「構成員の事務の調整」というのは具体的に、構成員というのはその総合会議に参加する人という意味なのか、ちょっと意味がわか

らないのですが。

佐久川副参事 3条において、市長及び教育委員会、この二者が構成員というかたちになります。8条において市長と教育委員会は総合教育会議で調整がおこなわれた事項は、それぞれ守らなければならないというかたちにつながっていくということになります。

饒波委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 2条の(2)、法律の文言のことですが、児童と生徒の生命、身体的被害を生じた時は事務の調整を行うとありますが、教育に関わる主体として児童・生徒は勿論、弱者として守らなければいけないのですが、逐条解説では98ページの後ろから4行目に、犯罪の多発により、公立図書館とか社会教育施設においても一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合、と書いてあるんですけども、教育行政として守らなくてはいけない人たちというのは、児童・生徒だけに限定しているというか、もう少し広げてもいいのかなというのはあるのですけれども、特に先生方も守っていけないという使命もあるのかなと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

佐久川副参事 実際には運営要綱の中では「等」というかたちで大きくひっくるめられたり、あるいはここにあげられていない部分もあるのですが、広く捉えることによってこれは協議の材料としては可能だと思います。限定的にこの要綱はしているのではなくて、大筋こういったものがあげられますよということなので、逐条解説にあるようなことも協議題として十分に協議の調整が可能だと思います。

饒波委員 「等」ということばの中にそれが入っているということで理解よろしいですか。

佐久川副参事 はい。

饒波委員 はい、ありがとうございます。

添石委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。先ほど、口頭で説明がありましたとおり、この場での議決、承認ということではないのですけれども、我々全員の意思を確認して合意したというかたちで来週は望みたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それではほかに、ご意見、ご質問ございませんので、それでは協議1「那覇市総合教育会議設置運営要綱(案)について」、協議2「那覇市総合教育会議傍聴要領(案)について」は、ここで終了したいと思います。それではもう一つの協議事項、協議3「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について」、説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 協議3「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について」、那覇市の教

育及び文化の振興に関する大綱(案)について、別紙のとおり協議する。平成27年6月4日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)について、那覇市総合教育会議において市長と協議・調整する前に協議する。内容につきましては総務課のほうで説明します。

添石委員長

はい、お願いします。

山内課長

今日、配付した資料をご覧いただきたいと思います。右上に、参考資料 H27. 6.4 教育委員会会議、というのが書いてあります。この資料1ページと2ページは先日の教育委員会会議の後の勉強会で資料をお配りしたと思いますが、その中からの抜粋でございます。確認の意味で要所部分を説明していきたいと思います。まず『1.「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」における大綱のあり方』については、全部読み上げて確認したいと思います。「(1)経緯及び概要」、平成26年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正、平成27年4月1日から施行に伴い、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針としての「大綱」を定めることとなった。そして、大綱の策定や変更にあたり、首長は、上記の法改正に伴い新設される「総合教育会議」において教育委員会と協議を行い、また、策定や変更を行ったときは、これを公表することとなった。「(2)文部科学省の見解」、地教行法の一部改正作業を行った文科省によると、大綱に詳細な施策まで記載する必要はなく、その記載事項は首長の判断に委ねられている。また、地方公共団体において教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる、と考えられることから、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない、としている。また大綱の対象期間については、地教行法では定められていないが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定、としている。続きまして「2.本市における大綱のあり方の検討」でございます。大綱のあり方については3つの方法を考えております。「(1)大綱を策定する場合」、それぞれメリット、デメリットがございます。『(2)「那覇市教育振興基本計画」をもって大綱に代える場合』。これもメリット、デメリットございます。『(3)平成27年度は「那覇市教育振興基本計画」をもって大綱に代え、平成28年度に大綱を策定する場合』。この3つのパターンが考えられます。事務方レベルとしては、「(4)3つの方法の比較検討」ということで、下段にあります。今回の法律改正の目的が、「首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行

政に連帯して責任を果たせる体制を構築する」であることから市長の考え・リーダーシップを示し、教育委員会との協調関係を明確にするために、大綱を策定することが望ましいと、私たち教育委員会事務局と企画調整課のほうでは考えております。そしてもし新たに策定する場合には、こういう案ではどうかということで、この案をいま、協議題として提案している次第でございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

田盛主査

それでは続きまして、3ページ以降が今回提案させていただいている大綱の解説がついた資料となっております、まず3ページの一番上のほうをご覧ください。こちら上のほうに「【解説】（大綱の題名）」とありますけれども、こちら読み上げさせていただきます。改正地教行法においては、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされているが、「学術」は大学に関する内容であるため、本市の大綱には含めない。「総合的な施策」は、題名に入れると長くなり、また、入れなくても支障はないため、含めずに簡潔な題名とする、ということになっております。すみません、失礼しました。解説に入る前に一度すべて読み上げさせていただいてそれからでよろしいでしょうか。改めまして、那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱(案)、那覇市は、人や地域の力のつながりを幾重にも重ねる「ひと つなぐ まち」の実践という市政運営の基本姿勢の下、子どもの笑顔があふれるまちの実現に向け、市長と教育委員会の連携・つながりにより、次のことを大綱として教育及び文化の振興に関する施策を推進します。1. 人間性豊かな人材の育成。学校・家庭・地域が連携してつながる協働体制の下、未来を担う子どもたちに夢と希望を与え、子どもたちの可能性を伸ばす環境を整えることにより、人間性豊かで創造性・協調性に富む自立した人材の育成を図ります。2. 協働による生涯学習のまちづくり。様々な市民や団体等がつながる協働による生涯学習の取り組みを推進し、その成果が社会に還元され、その社会が市民や団体等を育むという好循環を生み出し、全ての市民が生き甲斐を感じられる生涯学習のまちづくりを図ります。3. 子どもの育ちや子育て支援などの課題への対応。地域の人々や団体等をつなぐ「地域コミュニティの拠点」として学校を有効活用する取り組みを推進することにより、子どもの育ちや子育て支援などに関する本市の課題への対応を図ります。4. スポーツ環境の整備。老若男女が広くスポーツに親しむ環境を整備し、健康長寿おきなわの復活へつなぐとともに、本市の立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担うためのまちづくりを図ります。5. 伝統文化の継承発展及び文化活動の支援。郷土の伝統文化を見つめ直し、その貴重な価値を守り、育て、継承発展させ未来へつなぐとともに、未来を担う若者を始めとする全ての世代の文化活動が活発に行われるまちづくりを図ります。この大綱は、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき定めるものです。この大綱の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間としますが、この期間の途中において、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。平成27年6月12日。那覇市長 城間幹子。それでは、先ほどの解説の続きに移らせていただきますけれども、題名については、先ほど申し上げたとおりでして、次に参考資料の3ページ、「【解説】（大綱の前文）」という部分です。この前文中に「ひと つなぐ まち」という文言がございますけれども、こちらは市政運営のキャッチフレーズでありまして、また平成27年度の施政方針の「市政運営の基本姿勢」の中にも掲げられている言葉であります。そして同じく前文の中にあります、「子どもの笑顔があふれるまち」、この言葉は「第4次那覇市総合計画」及び「那覇市教育振興基本計画」の都市像「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」を参考にしております。それから続きまして、「【解説】（大綱の項目1～5の共通事項）」でありますけれども、いま、申し上げました「ひと つなぐ まち」、この言葉を強調するために全ての項目に、「つなぐ」あるいは「つながる」という文言を挿入しています。それからすべての項目の作成にあたりましては、市政運営に関する市長の基本的な考えに沿うようにしまして、また①～⑤に掲げております計画等、国の第2期教育振興基本計画、県の計画、那覇市の教育の基本理念・目標・方針、それから本市の第4次総合計画と教育振興基本計画、これらの計画等を参酌しまして、また整合性をとるように考慮しながら作成をしているところであります。それから4ページの一番上のほうに、項目1の解説がありますけれども、項目1は、本市の第4次総合計画及び教育振興基本計画における政策3「子どもの視点に立った環境づくり」に該当する項目になっております。それからみだしとなっております「人間性豊かな人材の育成」というこちらの文言は、本市の「教育の基本理念」の中の文言と同じとなっております。それから、項目2の解説でありますけれども、項目2は本市の第4次総合計画それから教育振興基本計画の政策1のうち施策1「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」、こちらに該当する部分であります。みだしになっております「協働による生涯学習のまちづくり」、この文言は「那覇市生涯学習推進計画」の施策体系における3つの柱がありますけれども、そのうちのひとつと同じ文言となっております。それから項目3の解説ですけれども、こちらは第4次総合計画、教育振興基本計画における政策2「子育て支援と就学前教育・保育」に該当するものであります。現在、「学校施設の複合化・オープン化」に取り組んでいるところでありますけれども、これは既存の教育振興基本計画にはない観点となっております。今後の総合教育会議における協議の重要なテーマとなることが予想されるということでもあります。それから

項目４、スポーツ環境の整備、こちらの解説が５ページの一番上にあります。こちらは第４次総合計画それから教育振興基本計画の政策１のうち施策２「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」に該当する部分になっております。それから項目５「伝統文化の継承発展及び文化活動の支援」、こちらは第４次総合計画、教育振興基本計画における政策４「文化の継承発展」に該当しております。この項目５のうち前半部分の「伝統文化の継承発展」に関しては、文化財課の所管でありまして、後半部分の「文化活動の支援」、こちらは文化振興課の所管となっております。それから大綱の一番下の部分ですけれども、大綱の後文についての解説は５ページの一番下のほうです。この教育に関する「大綱」という名称について、自治体によっては、平成２６年の地教行法の改正よりも前に、教育に関する方針や計画を策定していて、その名称を「大綱」としている場合があります。そういった大綱とは区別するために、本市の大綱が改正後の地教行法の規定に基づく大綱であるということを明確にするためにこちらの文言をつくっております。それから大綱の対象期間についてでございますけれども、地教行法の中では定められていないのですが、市長の任期が４年であること、それから国の教育振興基本計画の対象期間が５年であること、これらに鑑みまして平成２７年度から平成３０年度までの４年間としまして、さらに必要があれば見直しをすることができる、ということを明記しております。その下のほうに※印で記載しておりますけれども、この大綱の案については、総合教育会議の中で市長と教育委員会、皆様が協議していただいて調整が行われた時には、会議終了後に市長決裁で大綱として策定するという内容になっております。よろしくお願いします。

添石委員長 それではご意見、ご質問いただきたいと思います。よろしくお願いします。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 大綱の名前、「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」、名前が長くないか。新しく大綱というのができるという、そういう触れ込みの割には長くて、「那覇市教育大綱」とかもう少し簡潔なほうがよいのではないか。あまりにも長くて大綱としての味が薄れているような感じに受け取れるのですが。

山内課長 これにつきましては、事務方のほうで縮めたつもりではあるのですが、もう少し縮めるというのは、当日協議の場で調整して決めても良いと思います。

田盛主査 あと、他市町村の例で言いますと、今回こちらの案では省略している「総合的な施策」といった文言を入れて、法律の文言と全く同じかたちで大綱の題名としている市もありまして、また逆にいま教育長がおっしゃたように、「〇〇市教育大綱」という短くした市も、先に策定した市の事例としてはあります。

山内課長 いまの話は、事前に企画調整課に、こういう意見があったと話をしてみたいと思います。

渡慶次教育長 新しい法律で大綱ができると言われているので、「那覇市教育大綱」で良いかなと思うのですが。

佐久川副参事 先ほど担当のほうからも説明がありましたけれども、「教育大綱」という名称で、法律が改正される前に作っている自治体もあるので、「教育大綱」とした場合、法律が改正される前の大綱と誤解されるのではないかと、という部分も少し懸念されるところがあるものですから、法律の規定を引っ張ってきて、改正後の法律に基づいた大綱ですよという意味で、少し長いのですが説明しています。「那覇市教育大綱」という表現はあるかと思いますが、そうすると法改正の前に作られた大綱なのかと勘違いされる場合もあるかと思いますが。

添石委員長 あとで意見しようと思ったのですが、文化の振興というのを消して教育だけになると、そもそも教育委員会の中に文化の振興という大きな役割があって、私個人的にはそれがまだ全然生かされていないと、那覇市に対して感じるところがあるので意見は申し上げたいのですが、教育と文化、両面の振興をもって那覇市を、沖縄をリードしていくというのがいいのかなと私は個人的には思ったのですが。教育長の意見というのは、短くてインパクトがある所だと思います。先ほどの話だと今日これから協議してまとめた内容というのが、合議体である教育委員会の考えとして、来週、市長との協議の中に出るという流れになってきますので、その中身に関して是非、積極的なご意見をよろしくお願いします。

喜久里委員 「つながる」という意図で全項目いれていますという事で、説明を経て、解説を見て、素敵だなと。こんなに色んな事を参考にしながら、統合性を持って、なおかつ「つながる」という主張を大切にしている言葉をいれたという事は、素晴らしいなと思ったのですが、言われないと気付かなくて、もったいないなという気もしたので、段々これからと思いますが、ただ、「つながる」というのを実際マークしてみると、インパクトがあるなと思いました。

渡慶次教育長 あ、ちょっといいですか。昨日の新聞に載っていましたよね。教育行政大転換という事で。その中で、年度内に全ての自治体がこの総合教育会議を経て、大綱をまとめると。もう大綱を作らないといけなくなっているわけよね。この中で総合教育会議を首長が主催し、大綱の決定権を持つと。これがちょっと気になる訳よね。要するに、首長との意見が合わない時には、教育委員会の持っている権限のものは、教育委員会が決定して、予算関係など首長が持っている権限のものは首長が決定すると。いくら首長と言えども、全て首長が決定権を持っているわけじゃないですよ。この書き方でちょっとまた、混乱が起きないかなと。

山内課長 決定権は首長なんですよ。

渡慶次教育長 決定するんだけどね。

山内課長

理想は協議して調整してということなんですけれども、どうしてもお互い調整がつかない場合、首長が見切り発車でこれを大綱とするということが出来る訳です。ただ協議、調整がついたものについては、教育委員会としても首長が策定した大綱を推進していくという尊重義務は生じてくるのですが、調整がつかなかったものについては、それは尊重しないよということですね。

渡慶次教育長

尊重しないよとなることは、大綱には入らないということ。

山内課長

大綱には入るのですけれども、ここの項目は教育委員会と調整ができてないから、この項目は教育委員会は尊重していく必要はないよ、といびつなかたちになります。

渡慶次教育長

スタートからお互いに承知しておかないと、これはあくまでも調整を尽くすことを目指すもので、別に調整をして決定ではなく、調整を尽くすことを目指すというのがこの総合教育会議であって、そこでお互いに折り合いがつかないものについてまで、首長が強制的にいやこうだというふうな権限はない訳ですよ。

佐久川副参事

もう少し補足しますと、新聞のほうでは、後段の決定するということに注目をおいて書かれているものですから。前段のほうで協議、調整が整ったものを決定するという大前提があるものですから、その部分の表現が抜けていて、権限はありますよと。当然、市長に決定権はありますけれども、その前段として協議、調整を尽くすという部分がありますので、その部分が記事等の中では明記されていないので一般的に読むと、全て一方的に決定されるものだとの誤解を生むような表現になっています。

渡慶次教育長

部会でもいろいろあったけれど、首長が入るので政治的な介入がでてくるのではないかと。大綱の決定権限も首長が持つので、教育への政治介入がしやすいとの懸念が根強いと、そういう書き方をするから要綱も相当誤解があって、この教育安定性に監視が必要と、ここまでくる訳ですよ。だから、これは首長と教育委員会も最初からお互いに認識しあっていないと。

山内課長

総合教育会議ができた意義は、教育委員会と首長が協議するということが重要だと、ですからお互いに協議を尽くしなさいというのが大前提ですので、協議が整わないということがあるかもしれませんが、まずは協議しなさいと。いままでは協議も何もなかったということですね。協議することに意義があるということです。協議を尽くすように事務方も調整していきますので。

田盛主査

いまの教育長からのお話についての補足なんですけど、法律第1条の3の中で、大綱の策定について、市長が大綱を定めるというふうに規定されているのですけれども、そのことについてちょっと念押しをするかたちで、大綱を策定するのは市長だけれども、だからといって市長に対して教育委員会の所管部分、教育委員会が管理して執行する事務、この部分を市長に対して権限を与えるものと解釈して

はならないという念押しが、法律の条文の中でもされています。

渡慶次教育長 細かく法律読んだらわかるんだけど、要するに市長の名前で大綱を出すだけであって、実際は協議、調整をして、調整がつかないものについては、必ずしも首長が決定権を持っているからといって、首長がこれを入れろというわけにはならないというところですね。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 内容に関してはこれで良いとは思いますが、ちょっとご意見をお聞きしたいのですが、今回の大綱はかなり城間市長色が強いものですよ。そうするとこの大綱というのは、今後長く続いて、市長が変わると毎回大綱が変わるというのが現実的にそうなるような気がします、市の全体のこの機構の中で大綱レベルの取り決めが、市長ごとにコロコロ変わるというようなことってあるのですか。

山内課長 市長は住民の選挙でもって4年に1回選出されますので、住民の意向を市長として教育行政に反映するということで、市長が変われば当然、大綱は変わってくるものだと思います。ただ教育委員会の教育行政の根本に流れる理念とか、方針とかがあっていうのは、これはまた教育行政の独自に持っている権限ですので、これについてはやはり大綱を策定する時にきちんと調整していく必要があると思います。

添石委員長 そういう意味でここにある5つ、総合計画であったり、教育振興基本計画であったり、そこで核となってそこに特色として、その時の首長の考え方とか少し色が反映されるのであって、基本はここからズレることはない訳ですよ。すみません、ひとつひとつ整理したいのですが、まず大綱を策定する場合、いくつか案がありますが、メリット、デメリットの、いくつか選択ある中で、いま事務局案としては大綱を新しく作るということで我々が合意するかということですよ。個人的に中核市那覇として妥協案ではなくて新しい方針を首長と一緒に作っていくと個人的に思っております。

山内課長 それでいいと思います。

添石委員長 よろしいですね。我々としてもそういう姿勢で新しい大綱を策定する前提で、市長と臨みましょう。そのうえでいま、解説のほうも詳しくいただきましたけれども、全て5項目ですね。この部分に関して何か意見とか質問があればよろしくをお願いします。はい、神村委員。

神村委員 解説の中に、市長の任期が4年、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、ときていますけれども、このあたりの意図をちょっと聞きたいなと思います。

田盛主査 参考資料の1ページのほうに少し同じような説明が載っているのですが、1ページの1番、(2)ですね、文部科学省の見解というところで、先ほどもご説明しましたけれども、この地教行法の中で、大綱の期間は何年としないといった規定

が全くないんです。ただ、文科省からの見解として、定められていないけれども、文科省が想定しているのは4～5年ですよ。その根拠として首長の任期が4年であること、また文科省が策定した国の教育振興基本計画、これが5年であるに鑑みて4～5年程度想定しているという話になります。本市の大綱案の解説にも、そこをそのまま文科省の見解を同じように解説文に載せたということです。

神村委員

おっしゃっていることは良くわかるのですが、この案を作るとするならば、市の独自の教育振興基本計画もあります。もちろん国の計画があつてこれがあると思ったものですから、現実的に文面として出て来るのはこれだったかなと思ったものですから質問いたしました。わかりました。

添石委員長

よろしいですか。ほかいかがですか。私からよろしいですか。4番のスポーツの環境の整備、後半の部分で、「本市の立地条件を最大限に活用し、スポーツアイランド沖縄の中心的役割を担う」とあつて、解説を読むとどちらかという健康維持のため、どこでもだれでも生涯スポーツができるということで、健康長寿というところに焦点があるような感じがするのですが、一方で、確か市長の施策にもあつたJ1を誘致できるようなスタジアムの建設とか、要するに健康という側面だけではなくて、いま、読売巨人が来ていますけれども、本当のプロスポーツを見ることによって、沖縄の子ども達、青少年がもっともっと高いビジョンを持って成長していく過程であつたりとか、あるいはまた沖縄県民がなかなか接することができない本物のプロスポーツを目にする。そういったエンターテインメント性であつたりとか、そこから波及してくる経済効果であつたりとか、そういうところに対しても凄く個人的にも文章を見て期待するのですが、その辺に関して、市長としてどう大綱に盛り込んでいくのかなというのがひとつ。この場で返答できなくても是非お聞きしたいなというのが一点。

山内課長

これにつきましては、市長の施策にもありますけれども、J1の競技場、あとキャンプの誘致、プロ野球の公式戦の誘致、これを含めて表現をしているつもりではございますけれども、解説のほうが簡単に書きすぎているように思います。それを前提に那覇市の状況を活かしてどんどん誘致してこういうトップレベルのスポーツを子ども達に見せていくということと、また経済観光の部分も含めて記述しているということでございます。

佐久川副参事

いまの内容は、当日、直接、市長に意見交換の場でこのスポーツアイランドの、4番目の項目はそういうものも含めた意味合いでの大綱の位置づけですかというような意見交換の材料としてもかまわないと思います。委員として教育委員会からそういった健康だけではなく、スポーツ振興の部分も含めた、内容等も含んでいるのですかという確認のほうは必要かと思いますので、教育委員会として必要ということであればその場で意見交換として発言してかまわないと思います。

添石委員長

大きなスタジアムといわなくても芝を整備すればキャンプとか、そこにつながるような手立てはあると思いますので。あと5番目の先ほど、冒頭で少し触れたのですが、「伝統文化の継承発展及び文化活動の支援」ということで、どちらかというと郷土の伝統文化を守るという側面が非常に強くて、それを通して子ども達の健康な心の豊かな側面、あとは地域愛というのは非常にあるのですが、今後もっと文化都市という、特にアジアの中の中心としての沖縄をどう発展させるかという中の那覇市の役割として、今日お手元に置かせてもらった資料、りっかりっかフェスタという、かなり国際的にも評判が高くなっている、昔やっていたキジムナーフェスタというものが去年から那覇市で開催されるようになっていまして、もっとこういう世界とつながるような本物の世界中のアーティストであったりとか、演劇に限らず、そういうクオリティの高いものを那覇市で誘致したり、あるいは予算は必要になるのでしょうけれど、ハード面であったり、そういう方々を呼ぶことによって子ども達という視点からも、本物を見る、本物を感じる、心の豊かさと世界につながっていくような意味での期待感が非常にあるのですが、現実的には那覇市の中で少しそれが遅れているのかなと、個人的にも県外、海外行っても、やはり文化に投資する予算であったりとか、文化を都市づくりのひとつの手法として取り組んでいる事例が沢山あって、中でも横浜、金沢、奈良、京都というのはオリンピックに向けてものすごい勢いで文化庁と連携を取りながら文化政策を進めているのですが、それに関して那覇市としていま、市長あるいは部局でどういう構想と考えるのか、意見とか質問をさせてもらいたいと思います。

饒波委員

キジムナーフェスタというのは沖縄市でやったものですか。

添石委員長

はい、去年から那覇市で。沖縄市でできない状況ができて、一度なくなるかという話もあって、世界中からこれをなくしてはいけないということで、それで去年、那覇市の新都心を中心にして、今年から那覇市教育委員会共催ということになっています。

喜久里委員

去年は違ったのですか。

添石委員長

はい。それでも地域の方々を中心に協力いただきました。

佐久川副参事

いまの中で、当日、個別事業について質問がでると、関係部局が出席しておりませんので、市長へそういった思いの意見交換の場としての発言というかたちになると思います。個別の事業、これはどうでしょうかというかたちになると大筋その大綱というのは、大きな方向性、この5番目の「伝統文化の継承発展及び文化活動の支援」がこういったものを含めた考えということによろしいか、というような意見交換の場になると思います。個別の事業についてこれを発展させる時、この事業はどうなっているかという個別の事業の質問にすると、その会議の事務

局とかそういう関係部局ではお答えすることがちょっと難しくなるので、大局的な方向性をそういった事例を含めて、これはそういった意味で那覇市の教育の大綱では必要な項目です、というような意見交換をしていくかたちのほうがよろしいかと思います。具体的な事例は出されて下さい。それを例示して意見交換の材料とするというのは問題ないと思います。

神村委員　　よろしいですか。市長との会議においては、これだけの文面でもって協議をしていくということですか。それともいま、説明があったように市長のほうから、これについてこういうふうにするという、またあらためてこういう基となるものについての、この文面だけを話し合うということですか。

添石委員長　　大綱に関してはいわゆる調整という扱いで、その後、また協議で自由な意見交換という多分そういう時間構成になるのでしょうか。

佐久川副参事　　総合教育会議の進め方ですが、いま、議案の協議3の大綱案が市長のほうで提案というかたちの予定となっておりますけれども、当日、こういうかたちで提案された場合は、大まかに他の資料等は一部でできますけれども、詳細な事業等が出るわけではなくて、この案に沿って、その5項目について、各委員が教育委員会のみならず、各委員の意見として市長と協議してかまわないというかたちであります。全体的に協議してまとまった場合に調整が行われたというかたちになって、大綱が決定されるという流れになります。以上です。

添石委員長　　よろしいでしょうか。それではほかに、ご意見、ご質問ないようですので、それでは、協議3「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱（案）について」は、終了いたします。それでは以上をもちまして、平成27年度第5回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第7号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について	原案どおり可決
議案第8号	那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について	原案どおり可決
議案第9号	那覇市立幼稚園の今後のあり方について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第10号	教育事務の点検評価対象事務事業の決定について	原案どおり可決